

○奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱

平成11年3月17日議会告示第1号

改正

平成17年3月28日議会告示第1号

平成19年9月13日議会告示第14号

平成20年3月24日議会告示第1号

奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市議会（以下「市議会」という。）に対する市民の理解と信頼を一層深め、公正で開かれた議会の実現を図るため、情報公開に関する事務処理について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「公文書」とは、市議会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、市議会が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものを除く。

(解釈及び運用)

第3条 市議会は、この要綱の運用に当たっては、公文書の開示を申請する者の意思を十分尊重するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この要綱の定めるところにより公文書の開示を申請しようとする者は、公文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の開示を申請できる者)

第5条 何人も、この要綱の定めるところにより、市議会の議長（以下「議長」という。）に対し、公文書の開示を申請することができる。

(公文書の開示の申請方法)

第6条 公文書の開示を申請しようとする者は、議長に対し、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 申請しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項
（開示申請に対する決定等）

第7条 議長は、公文書の開示の申請（以下「開示申請」という。）があつたときは、当該開示申請を受理した日（以下「受理日」という。）から起算して15日以内に、当該開示申請に係る公文書の開示をするかどうかの決定（以下「開示決定等」という。）をするものとする。

- 2 議長は、開示決定等をするに当たり、公文書の開示をしない旨の決定（第10条の規定により公文書の一部を開示する旨の決定を含む。第5項において同じ。）をしようとするとき、又は必要と認めるときは、あらかじめ奈良市議会情報公開審査会に諮り、その意見を求めることができる。
- 3 議長は、開示決定等をしたときは、速やかに、当該開示決定等の内容を公文書の開示を申請した者（以下「申請者」という。）に書面により通知するものとする。ただし、受理日に公文書の開示をする場合は、口頭により通知することができる。
- 4 議長は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、第1項の期間内に開示決定等をするができないときは、受理日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、議長は、速やかに、延長の理由及び期限を書面により申請者に通知するものとする。
- 5 議長は、公文書の開示をしない旨の決定をしたときは、第3項の書面にその理由を記載するものとする。

（公文書の開示の実施）

第8条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、議長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 公文書の開示は、議長が指定する日時及び場所において行う。ただし、公文書の写しの交付（電磁的記録にあつては、議長が定める方法により交付される物を含む。第12条において同じ。）を送付することにより行う場合にあつては、この限りでない。
- 3 開示決定を受けた者は、第7条第3項の書面により指定した日から起算して90日以内に開示申

請をしたすべての公文書の開示を受けなければならない。ただし、議長が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、再度の開示申請を妨げるものではない。

(公文書の開示をしないことができる場合)

第9条 議長は、開示申請に係る公文書に奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報に準ずる情報又は当該公文書を開示することにより市議会の運営上支障が生ずるおそれがある情報が記録されているときは、当該公文書を開示しないことができる。

(公文書の部分開示)

第10条 議長は、開示申請に係る公文書の一部に前条に規定する情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に区分することができるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、当該公文書の開示をするものとする。

(不服の申出があった場合の手続)

第11条 議長は、開示決定等について申請者から当該開示決定等があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に書面により当該開示決定等に対する不服の申出があった場合には、当該不服の申出に係る開示決定等の適否について、速やかに、奈良市議会情報公開審査会に諮るものとする。

2 議長は、前項の規定による奈良市議会情報公開審査会の意見を尊重して、当該不服の申出に対し書面により回答しなければならない。

3 前2項の規定は、議長が開示決定等をするに当たり第7条第2項の規定により奈良市議会情報公開審査会に諮った場合には、これを適用しない。

(費用の負担)

第12条 第8条第1項の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(市議会情報公開審査会)

第13条 第7条第2項及び第11条第1項の規定により、議長が公文書の開示の可否について意見を求めるため、奈良市議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、各会派（所属議員3人以上の会派をいう。以下同じ。）から会派の所属議員3人に1人の割合で推薦された委員をもって構成する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が決まるまで在任する。

4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 5 審査会は委員長が招集し、これを主宰する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 7 委員に事故があるときは、その委員の所属する会派は、代理を出席させることができる。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営その他について必要な事項は、議長が定める。

(その他)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示の規定は、平成11年4月1日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書で、平成11年度以後の年度に属するものについて適用する。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

- 3 附則第2項の規定にかかわらず、月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に月ヶ瀬村情報公開条例（平成13年月ヶ瀬村条例第10号）に規定する実施機関のうち議会の職員が作成し、保有し、又は取得した情報については、次に掲げるものを市議会の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この要綱の規定を適用する。

(1) 平成14年4月1日以後に作成し、保有し、又は取得した情報

(2) 平成11年4月1日から平成14年3月31日までの間に作成し、保有し、又は取得した情報で、
目録が整備されたもの

- 4 附則第2項の規定にかかわらず、編入日前に都祁村情報公開条例（平成15年都祁村条例第24号）に規定する実施機関のうち議会の職員が作成し、又は取得した行政文書については、平成16年4月1日以後に作成し、又は取得したものを市議会の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則（平成17年3月28日議会告示第1号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月13日議会告示第14号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日議会告示第1号）

この告示は、平成20年4月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市議会の情報公開に関する事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請される公文書の開示について適用する。